

阿賀野市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月7日

阿賀野市長 加藤 博幸

- 1 指定納付受託者の名称及び住所
大分県大分市東大道2丁目5番60号
モバイルクリエイイト株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入
キャッシュレス決済を利用して納付される以下の歳入
 - ・戸籍証明書の交付手数料
 - ・戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料
 - ・戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の交付手数料
 - ・除籍証明書の交付手数料
 - ・除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料
 - ・除籍電子証明書提供用識別符号の発行の交付手数料
 - ・届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料
 - ・届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料
 - ・印鑑証明手数料
 - ・印鑑登録証の交付手数料
 - ・犬の登録手数料
 - ・犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料
 - ・犬鑑札の再交付手数料
 - ・犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料
 - ・可燃ごみ収集運搬処分手数料
 - ・身分、営業に関する証明手数料
 - ・住宅用家屋証明申請手数料

- ・所得に関する証明手数料
- ・固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料
- ・土地、建物に関する証明手数料
- ・公租公課に関する証明手数料
- ・住民基本台帳に関する証明手数料
- ・その他の証明手数料
- ・公簿書類の照合又は閲覧の手数料（土地及び建物に関する帳簿、地図、住民基本台帳、その他）
- ・税関係の公簿書類の照合又は閲覧、証明書等の発行に伴い納付が必要な複写機使用料

3 指定納付受託者を指定した日

令和7年1月1日

4 指定納付受託者が納付事務を行う期間

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで